

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 24 年 11 月 20 日
開会時刻	午前 10 時 00 分
閉会時刻	午前 10 時 55 分
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦
欠席委員名	
署名者	世古 明 福井 輝夫
担当書記	津村 将彦
審議議案	継続調査案件 津波避難施設の整備計画について 継続調査案件 ふるさと未来づくり進捗状況について 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、管財契約課長 危機管理課長 情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長 行政経営課副参事 環境生活部長、環境生活部参事、人権政策課長 消防次長 ほか関係参与

審議結果並びに経過

杉村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に世古委員、福井委員を指名した。

ただちに議事に入り、当委員会の所管事務調査に係る「津波避難施設の整備計画について」、「ふるさと未来づくり進捗状況について」、及び前回10月3日の委員会において報告を願うことと決定された「主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」の3件について協議し、委員会を閉会した。

開会 午前10時00分

◎杉村定男委員長

おはようございます。

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

世古委員、福井委員の御両名をお願いいたします。

本日、御協議いただきます案件は、当委員会の所管事務調査となっております「防災対策」に係る事項として「津波避難施設の整備計画について」、同じく所管事務調査の「ふるさと未来づくり」に係る事項として「ふるさと未来づくり進捗状況について」、去る10月3日に開会の総務政策委員会において御協議いただきました「主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況の報告について」の3件であります。

お諮りいたします。審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【津波避難施設の整備計画について】

◎杉村定男委員長

それでは、はじめに「津波避難施設の整備計画について」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

それでは「防災対策に関する事項」としまして、平成 25 年度から予定をしております「津波避難施設の整備計画」について、説明をさせていただきます。

まず「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」でございますが、「資料 1 - 1」の 1 ページをご覧ください。

「1 目的」「2 津波災害の現状」としましては、津波からの緊急避難所を確保するため、公共及び民間の津波避難施設が確保できない地域を避難困難地として、津波避難施設を整備します。

また当市は東海地震、東南海・南海地震の防災対策強化地域の指定を受けており、8 月に内閣府から発表された南海トラフ巨大地震の推定では最大 9 m の津波が来襲し、3,290 ヘクタールが浸水する可能性も想定をされております。

「3 計画との関係」では、伊勢市防災計画で「津波関連施設の整備」として「津波浸水の恐れがある地域に津波避難ビル等の整備を促進する」こととしています。

また、避難所検討専門委員会からは「避難困難地対策として津波避難施設整備の検討をすること」との提言を受けております。

次に事業メニューとしましては、2 ページの都市防災事業計画、いわゆる社会資本総合整備計画（全国防災）の中で、沿岸地域の 5 ヶ所に津波避難タワーの整備を位置付けております。

ここで「位置付け」の「位置」の表記を間違えておりました。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

なお、ここに記載の具体的な地区名につきましては、概算要望段階で必要であろうと考えておりました地区を掲載しております。

続きまして 3 ページに「基本条件」としまして、避難困難地抽出に当たっての考え方を記載しております。

「基本データ」は、三重県が平成 24 年 3 月に公表しました津波浸水予測図の防潮堤等の施設がないとした場合をベースといたしております。

4 ページの「② 配置」では、避難困難地の考え方について記載をしています。

抽出に当たっては、幼児や障害等で歩行が困難な方の歩行速度を毎秒 0.5 メートルとし、地震後、50 センチの津波が到達すると予測される 30 分間にどれだけ移動ができるかという避難可能距離を求めました。

その計算結果は、枠内にありますように 750 メートルとなります。

小さくは見づらいですが、各地区の避難所から避難可能距離とした半径 750 メートルの円を描いています。この緑色の円の外側の部分が避難困難地となります。

避難施設の整備については地形や道路状況、人口等を総合的に勘案し、学校の統廃合による浸水地域内での新校舎建設に際しては、津波避難所を意識した設計となるよう調整していくことといたします。

施設の規模を検討するに当たっては、地区住民全員が避難することを目標として「津波緊急避難所の充足率」を 100 パーセントとすることといたします。

続いて「建築条件」である津波避難施設の高さや構造、規模について説明をいたしま

す。

まず「① 共通事項」としまして、「津波避難ビル等に係るガイドライン」及び「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見」を加味し、津波浸水深の判定には浸水標高に地盤沈下高を考慮し、標高は国土交通省のデータを使用しております。

「② せき上げ高」としましては、想定浸水深に建物への衝突による津波の水位上昇を加え、これより高い位置が避難スペースになることを条件とし、大湊町と有滝町を例に検証いたしました。

各ポイントの標高に地震による沈下量と浸水標高を加え浸水深を求めまして、これに津波の流速に応じたせき上げ高を加味したものが基準水位で、大湊町内のポイント1の場合、レベル1で2.39メートル、レベル2で4.51メートルとなります。

続いて6ページの津波避難施設の設計標高の考え方について説明をいたします。

2003年中央防災会議モデルのマグニチュード8.7の津波想定レベル1と、三重県のマグニチュード9.0の津波想定レベル2とで比較を行いました。

レベル1の場合、国交省による追加的知見に基づき、想定浸水深の2階層上は東日本大震災で被災した事例がなかったことから、1階層を3.5メートルとして2階層高い位置に避難スペースを確保することとし、7.0メートルとしております。

またレベル2の場合は、東日本大震災と同レベルの津波浸水を想定していますことから、その2階層上では余裕高を取り過ぎる可能性があるため、1.5階層上を避難スペースとして設計標高を求めることとしています。

この考え方にに基づき、先ほどの大湊町のポイント1を例に設計標高を求めますと、レベル1で9.90メートル、レベル2で9.85メートルとなり、設計標高の高いレベル1の値を採用することとなります。

ここでレベル2の災害が生じた場合についての安全性を検証いたしますと、設計標高9.90メートルに対してレベル2の沈下量1.69メートルを考慮しますと避難高は8.21メートルとなり、5ページの基準水位4.51メートルを3.7メートル上回りますことから、この場合、安全上は問題ないと考えます。

続きまして7ページの「④ 構造」の考え方でございますが、地震力、風圧力に加えて津波の波圧算定式を求め、それに耐え得る施設とすることとしております。

また8ページには具体的な工法のイメージを記載いたしました。整備する場所や規模等に応じて、概ね3種類の工法から検討したいと考えております。

1つ目は今一色津波避難タワーと同様の鉄骨構造のもの。2つ目は鉄筋コンクリート造避難タワーで、1階部分を多目的に活用することも可能な構造です。3つ目が盛土によるマウンド方式で、普段は公園的な利用も可能になります。実際の整備に当たりましては地元とも調整しながら、こういったイメージの工法で進めてまいりたいと考えております。

続きまして9ページの「⑤ 規模」でございますが、整備地域の避難困難者全てが避難できる規模といたします。

学校等の避難所の有効面積は「三重県の津波避難計画策定指針」に基づき、1平方メ

ートル当たり1人としておりますが、津波避難施設を新たに整備するに当たりましては主たる目的が津波からの避難であり他の用途を持たないことも勘案して、収容人数は平方メートル当たり2人で算出することとします。

これは一時避難が長期化することもある程度想定した上で、比較的余裕をもって座れる目安として考慮しております。

これらの「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」に基づき、津波避難困難地の抽出を行いました。

10ページの「資料1-2」「津波避難困難地の抽出結果」をご覧ください。

図の750メートルの薄水色の円は、主に学校等公共施設の津波緊急避難所に避難可能なエリアを示しております。それに含まれない地域が避難困難地ということで、赤い円で示しております。

具体的な地区名としましては、村松町・有滝町・磯町・馬瀬町・大湊町・一色町・二見町西の7地区となります。

この地図と合わせまして、各地区の避難困難者数や地理的状況等を11ページの「資料1-3」「津波避難施設建設候補地」の一覧表にまとめておりますのでご覧ください。

大湊町は避難困難者数が約1,500人となります。地理的には中洲地帯に立地し、市街地方面への避難には橋を渡る手段しかないことから早期の対策が必要と考えます。

馬瀬町は避難困難者数が約1,700人と多い状況ですが、現在、神社小学校と大湊小学校の統合が検討されており、その新校舎建設の動向を見つつ対策を講じていく必要があると考えております。

二見町西は1,000人余りが避難困難な状況で、地域内に大規模な避難施設がないことから対策が必要となっております。

有滝町も同様に1,000人余りが避難困難な状況で、地域内に大規模な避難施設がないことから対策が必要となっております。

一色町の避難困難者は1,000人弱で、距離的には勢田川対岸の神社小学校や港中学校に一部避難可能ではあるものの、現実的には橋を渡っての避難は困難と思われ、対策の必要があると考えております。

村松町には町の東端に北浜小学校が、西側に北浜中学校が避難所としてありますが、それぞれから750メートル以上離れた町の中心地域の約850人が避難困難となる状況です。対策が必要となっております。

なお、表中の番号の6番と7番が入れ替わっております。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

磯町の避難困難者は153人で、地域内に避難施設がないことから対策が必要な状況となっております。

以上がそれぞれの地区の状況でございます。

また、今後の整備計画を表の右欄に記載しております。平成25年度は地理的な条件と避難困難者数を考慮して、まず大湊町地内に整備をしていきたいと考えております。

平成26年度以降につきましては、できるところから早急に整備を進めたいと考えています。

なお避難困難者数等につきましては、今後整備を進めていく中で精査を行っていきま
すことから、若干の人数の変更等が生じる予定ですので御理解をお願いいたします。

以上、「津波避難施設の整備計画」について説明を申し上げました。何とぞよろしくお
願いいたします。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。
福井委員。

○福井輝夫委員

ただいま津波避難施設ということで、いろいろ御説明を受けました。

この中で避難施設を最初から造るとなると、かなり大きな金額がかかろうかというこ
とで、そういう面の中でちょっといくつか可能性としてちょっとお考えいただければと
思いまして、ちょっと質問させていただきます。

この中で例えば例を上げますと、馬瀬町ですね。馬瀬の場合 1,706 人ということで避
難困難者があって、ここへ避難施設を造るということになっております。

その中でこれは一例ですけれども、国道 23 号から大湊へ抜ける幹線のところに民間の
施設がございます。

3 階建ての鉄骨造りなのですが、8メートル掛ける 28メートルという、3 階建てとい
うことでかなり大きな建物ですが、地元の住民の方はそこに例えば津波が来たら屋上へ
逃げさせてということで、かなり皆さんがその建物の要望しているという状態はお聞
きしております。

その建物の人も屋上へどうぞ逃げてというふうに、前向きには捉えているのですが、
屋外階段は 3 階のフロアまではありますけれども、屋上まではないという状態で、今の
ところまだ整備としては不完全な状態です。

そういう中で、この馬瀬町も今、屋外施設階段が予定されておりますけれども、そこ
の建物に例えば公的な補助で屋外階段を付けられるとなれば、その分だけでも他に必要
とする場合に人数も割と少なくなっていて、建てることのできるということで、金額的にも
安くなるかというような気がしますが、そういう民間施設への公的補助等については
市としては如何お考えなのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

ただいまお尋ねの民間施設への避難所整備としての公的補助はどうかという御質問で
すけれども、現在、公共施設への外付け階段の取り付け等は行っております。

民間の施設への補助については、今のところ公的施設を優先的に進めているというこ
とで、今のところ考慮はさせていただいていないのが現状です。

設置の補助をさせていただいた後、それをどのように管理していくかというようなことをいろいろ検討していかなければならないことがあると思いますので、そのへんはちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

これは一例なのですが、静岡県の湖西市の場合にも、津波避難施設整備事業補助金交付要綱というのがございます。

これは例えば対象建築物として民間事業者が所有する建築物のうち、静岡県が作成した安政東海地震推定津波浸水域に新設又は現存する建物であること、ということで、他に設計基準を満たしていることとか、新耐震設計基準を満たしているとか、津波避難場所が標高10メートル以上であるとか、いろいろありますけれども、対象経費として外付け階段設置工事費、屋外フェンス設置工事費、屋上デッキ設置工事費、案内表示板設置工事費、誘導照明灯設置工事費、その他いろいろ書いてございます。

補助金額として事業費を500万円を上限として補助するというような市もございます。

そういうことで例えば市がこの馬瀬地区にそういう、馬瀬地区ですと1,706人ですけども、その人数分だけの施設を造るとなればそれなりの大きな金額もかかりますが、民間のそういう施設に屋外階段を設置するというので、民間の方の協力が得られ、また建物も合致するというのであれば、積極的にそういうものを取り入れれば市の予算もだいぶ減ってくるのではないかとということを思いますので、今一度ちょっとお考えをお聞かせください。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

今、民間避難ビルということで民間の共同住宅、事務所、そしてそういった施設に向けまして、ある程度の構造と言いますか強度を持った、そういった鉄筋コンクリート造りの施設につきまして今、協定を結ばせていただきまして、避難ビルとして指定させてもらいたいということで今現在、当たっている中で、そういったことも含めまして、そういう施設につきましては今後、先ほど課長から申し上げたように検討ということをお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。

検討していただけるということで、現状等もさらに詳細に把握していただかないと、即座に決定ということはもちろんできないと思いますし、今先ほどの8メートルの28メートルあれば、約200平方メートルありますから、単純に計算したら400人は逃げられるというようなことになりますので、その分、計算的に他の建物にするにしても小さいもので済むというようなこと、今後のいろいろな流れもあろうかと思いますが、検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

世古委員。

○世古明委員

少し教えていただきたいのですが、避難施設を検討するに当たって以前、南海トラフが起きた時の被害想定というのを話されたことがあると思うのですが、津波とか急傾斜地の崩壊とか、あと液状化の問題とかあって、液状化のことについてなかなか浸水区域のような明確なものは出ていないということなのだと思いますが、当然建設するに当たってはそのへんも加味をして建設をする必要があると思うのですが、その点は如何ですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

津波避難施設の建設に当たりましては、そういったこと、液状化のこととか地盤のことも十分考慮して建設を進めていくように考えております。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

当然、考え方に入れておかなければいけないのですが、そういう仕組みというか、まず測定とか、今の技術であれば地盤とかを測定する方法もいろいろあると思うのですが、そういうことをしてから建設に当たるという解釈でよろしいですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

まず建設予定地、地元とも協議しながらどこに建設するかということ調整していくということになるかと思えます。

場所がある程度決まりましたら、当然今、そこがどういう地目になっているかということが分かると思えますので、そこに建設するに当たってどういった、例えば土壌改良ですね、杭を打つとかそういったことが必要になってこようかと思えますので、そのへんを十分工事等して、いざという時に倒れて使えないというようなことにならないようにしていくということで考えております。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

建設するに当たってはいろいろ調査していただいて、そこらへんも加味をしていただきたいのと、整備年度が平成 25 年度からと 28 年度、いろいろ状況を見てということになっておりますし、ただ津波とかはいつ来るか分かりませんので、恒久的にハード面の事業はこのようなことをしていくのも大事だと思いますけれども、それまでやはりやらなければならない防災訓練とか教育とか、そういうものを十分していただきたいと思えます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

長田委員。

○長田朗委員

4 ページの配置についてのこの部分でちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

これは円を描くに当たって半径を計算するのに速さが 0.5 メートル毎秒、時速に直すと 1.8 キロメートルだと思うのです。

また到達時間が 30 分ということで、これらを計算して半径を決めて円を描いていると。

それで時間の決め方なのですけれども、そもそもの設定として、三重県の平成 24 年 3 月に公表した津波浸水予測図を参考にしているということなのだと思いますけれども、この場合津波の最大予測なので、これは 30 分ではないですよ、この場合は。何分想定ですか。三重県の最大浸水予測は。

(「南海トラフ」と呼ぶ者あり)

○長田朗委員

いえ、この 3 ページに上げられている基本データ。この 24 年 3 月に公表した津波浸水予測図の想定は地震発生から何分後でしたか。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

そもそもこの4ページにございます30分というのが、50センチの津波が来る時間と。第1波が50センチ、30分で伊勢市の沿岸に到達する時間ということで、それまでに避難をしていただきたいということで設けた時間ということにしております。

それと三重県の同じくこの浸水予測図のデータの基になっております、最大津波が来る時間としましては、一番高いところで180分、4.3メートルです。

時間的に長く最大の津波が来る所で202分後に3.1メートルの津波が来る所がございます。

そういった所が、それぞれ最大津波が来る時間が違うのですけれども、最終的に浸水としてはこのような状況になるということをもとめられているということです。

◎杉村定男委員長
長田委員。

○長田朗委員

それでちょっと質問したいのは、もしこの地図を使っているいろいろ検討するのであれば、この地図は最大浸水ということなので、約2時間40分後、もしくはそれ以降の被害状況だと思うのです。

それでしたら計算する到達時間、30分の半径で描くよりもうちょっと時間的な余裕をもって、半径を広く取ってもいいのではないかなというふうに思ったのです。

もし30分の想定で、30分以内にやっぱり避難しなければいけないというのであれば、ベースになる地図というのはこの50センチの津波の浸水、この30分後の浸水状況に沿った図面を下にひいて30分の半径を描くのが妥当ではないかなと、データを見ながら思ったのですけれども、そのへんは如何ですか。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

現実的には今、長田委員さんがおっしゃったような状況かとは思いますが、我々この抽出に当たりましては、なるべく安全側にとって対応をしていきたいということで、第1波が30分後に来ると、それまでに避難を完了していただけるような体制を取りたいということで、このような避難困難地の抽出方法を取らせていただいたということで御理解いただければと思います。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

安全に、さらにまた安全に二重三重というふうに考えて、最悪の状況を考えながら対処するというのは正しいやり方だと思うのですが、これは結構いろんなデータを出して半径を計算したり距離を計算したりしていることからすれば、私は整合性のあるような考え方でやるべきではないかと思うのです。

それはもう一度言いますと、何なのかと言いますと、もし30分で50センチが到達するということで半径を描くならば、そのベースには30分で浸水する地域というのを示して、この地区は30分以内に浸水するからこの半径以内の人は被害を受けないけれども、この30分より外の人には被害を受ける可能性があるというふうな図面が1つ要るのではないかと思うのです。

それともう1つは最大の県の浸水予測図をベースに使うって描くとした場合、最大浸水の場合は今の話、180分ということであれば2時間40分後です。それを仮に2時間と考えた場合、2時間掛ける1.8キロという速さを掛け算して半径を算出して、円を描いてみて、最大浸水の時は2時間以内に避難できなければ、その円内に入っていない人は被害を受けるというふうな図面も必要ではないかというふうに思うのですが、如何ですか、その考え方は。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

50センチの津波が30分以内に来るという想定で今現在、この避難困難地を抽出しております。

確かに委員おっしゃるとおり場所によっては30分が40分、50分になり、ということにはなっていないかと思うのですが、今現在抽出しておりますのが湾岸地域と、もう本当に海に一番近い所ということになっております。

その中で柏町が実は避難困難地にはなっていたのですが、ここにつきましては1時間で到達するというので、1時間以内に避難することが可能だということで今現在、避難困難地からは外しています。

そういった中で、最大津波が来るということ、50センチの津波ということになるとなかなか障害のある方とかお年寄りなかなか50センチですと避難ができないというような判断の元、そういった中で30分以内の避難ということで今現在、抽出をさせてもらっているのですが、場所によって今後、そういった設置していく中で距離によっては到達する時間も変わってまいりますので、そこでまた避難困難者の数が減ってこようかと思っておりますので、もう少しそのへんを詳細に設計に入っていきたいと考えていますのでよろしく願いしたいと思っております。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

説明は分かるのですがけれども、基本とするデータ、ベースにひいた図面と計算した半径というのは条件が違うものが1つの図面に乗っかっているということなので、本来は30分で円を描くのであれば30分で到達する50センチの浸水エリアというのを想定して考えるべきではないかというふうなことで意見を言わせていただきました。

また御検討いただいたらというふうに思います。

もう1点ですがけれども、せき上げ高という表現があります。これを見せていただいて5ページの②に書いてあります。

大湊地区に関してはせき上げ高がレベル1については赤で示していただいてありまして、0.15と。レベル2については0.57という数値があるのです。

専門的なことは分からないのでちょっとお聞きしたいのですがけれども、これともう1つ沈下量というのがありますね。これは地震でその場所が下がるということで、これはその場所の地形の様子によって専門的に計算されるものだと思うのですがけれども、せき上げ高というのは素人考えでは、例えば建物が津波が来る方向に90度で建っている場合と、来る方向に対して同じような方向に建っている場合とで抵抗の違いがあるので、せき上げる量が違ってくるのではないかというふうに単純に思うのです。

ですからせき上げ高というのは建物とかその場所の地形とか、そういうふうな要素が絡んでくるので、どういう計算でこの0.15が出たのかなという質問なのではと思いますが、よろしいでしょうか。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

確かにせき上げ高につきましては建っている建物の場所によって違ってこようかと思えますけれども、今回の場合は直接、建物にぶつかった時にどれだけ上がるかということで検討させてもらっていますので、そういった細かいところまでは検討していません。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

と言いますのは、6ページの、あ違う、8ページの工法の1、2、3というのがございますね。

この3番のマウンド形式になったりというので、このどれかを使っていくということになると思うのですがけれども、私の素人考えではマウンド方式にした場合は、せき上げ

高が大きいのではないかと思います。単純に考えた場合、津波が来た場合、盛り土の状態になっていると。

それに対して1番、2番のようなものは中を抜けながらいくので、せき上げが少ないのではないかなというふうに思いまして、それぞれ想定する計算は多少変えて計算しないと同一の考え方ではちょっと問題があるのではないかなというふうに疑問を感じて質問させてもらったのですが、そのへんは如何でしょうか。

◎杉村定男委員長

総務部理事。

●角前明総務部理事

計算上は透明の壁があってそれにぶつかるというせき上げ高ということで解釈願いたいのですけれども。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

それで平成の25年から大湊町を優先して建設していくということが最後のところに書いてあるのですけれども、平成25年というと来年ですね。そうすると例えば大湊町の場合は3つある工法の中のどれがふさわしいとか、そういう既に検討中と言いますか、具体的な話というのは上がっているわけですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

3つあるのが、現在は大湊小学校と大湊町のコミュニティセンター、これが、工法の。

(「8ページの、どの工法を使うか」と呼ぶ者あり)

●中居涉危機管理課長

申し訳ございません。

今まだ現在、これからです。これからここで報告をさせていただいた上で、地元と調整に入らせていただいとということ、合わせて来年度の予算要求もさせていただきたいというふうに考えております。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

最後にしておきます。

それで例えば大湊町で来年、どれかを建設するに当たって、ざくっとですけれどもどれくらいの費用が要るのかと、そしてそのまた財源として減災とか防災のいろいろな国の有利なものでかなり持ち出しが少ない形になると、そのへんは本当に概算で結構なのですけれども、お示しいただけたらと思います。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

まだ具体的な数字は出しておりませんが、当初の予定ですと1億円程度ということ考えておりました。

それと補助の内訳ですけれども、資料の2ページにあります都市防災事業計画の中に載せております、これで社会資本総合整備計画の補助を2分の1受ける予定をしております。受ける考えでございます。

あと残る2分の1につきましては、緊急防災減災事業債を充てたいと。

申し訳ありません。③の都市防災事業計画、これが補助のメニューでございまして、これに手を挙げているということで、この補助が2分の1ということで見込んでおります。

残る2分の1につきましては、緊急防災減災事業債、これを充てたいというふうに考えています。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

その最後のほうの2分の1の対策債を充てたいということについて、交付税措置はどれだけありますか。

◎杉村定男委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

今、委員の御質問の部分につきましては、100パーセントの充当率に対して補助裏ですと80パーセントという交付税措置がなされるものとなっておりますけれども、今危機管理課長が申しあげましたところの部分につきましては、以前の計画の部分で考えておりました。

昨日の教育民生委員会でも御報告申し上げておりますように、社会資本整備総合交付

金につきましては、今ちょっと棚上げ状態と言いますか、いったん止まっている状況にございますので、こちらにつきましてはもうしばらく待たないとはっきりしたことが言えないという、そういう状況であるということだけ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

その止まっていることは昨日の教育民生委員会でも報告がありましたように、理解しました。

ということは2分の1と残りの2分の1については、交付税措置が8割という設定で、そうすると市の持ち出しとしては1割という計算になるかと思いますが。

そういう形であればいろいろな有利なメニューを使っていただいてやるというのは大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようでございますので、自由討議に入りたいと思いますが、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようでありますので、防災対策に関する事項につきましては、引き続き調査を継続することにいたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。

本件につきましては引き続き調査を継続していくことといたします。

【ふるさと未来づくり進捗状況について】

◎杉村定男委員長

次に「ふるさと未来づくり進捗状況について」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

環境生活部参事。

●奥野やす子環境生活部参事

それでは「ふるさと未来づくり」その後の経過について御説明させていただきます。
資料2をご覧ください。

本年5月末までの進捗状況につきましては、6月13日開催の総務政策委員会に報告させていただきましたが、それ以降、各地区で御説明させていただきながら、地区での理解浸透と早い段階での「地区みらい会議」の設立をお願いしておりまして、具体的な動きがあった地区を中心に御報告させていただきたいと思っております。

「ふるさと未来づくり学区別進捗状況表(平成24年11月15日現在)」を御覧下さい。
下線を引いた部分が、前回の6月13日の総務政策委員会に報告させていただいた以降に進捗があったところです。

具体的には、6月18日に修道まちづくり会、11月1日に佐八学区まちづくりの会の2地区が正式に立ち上がり、平成24年11月15日現在、地区みらい会議設立済が7地区・8小学校区、準備会設立済が6地区、未設立が10地区となっており、設立地区が2地区増加し、準備会設立地区につきましても3地区増となっております。

1ページを御覧下さい。

明倫地区につきましては、地区内の各種団体に参画いただく中で、計画策定のための各グループができ、今年度中にまちづくり計画を策定し、12月には委員会活動を開始する予定となっております。

神社地区につきましては、安心して住めるまちづくり委員会、人にやさしいまちづくり委員会、楽しく元気なまちづくり委員会の3つの委員会に分かれて本年中に計画を策定し、計画に基づき各委員会で活動する予定となっております。

修道地区につきましては6月18日に正式に設立され、現在3つの委員会でまちづくり計画の策定に取り組んでおります。

佐八地区につきましては出来上がったばかりですが、今年度中にまちづくり計画の策定に取り組むこととなっております。

総じまして、それぞれ設立いただいた地区につきましては、地域課題を話し合い共有する場が出来たことによって自治会間、又各種団体間の連携がこれまでよりも増し、確実に地域力が高まっていると思っておりますし、今後計画に基づき様々な委員会において地域課題の解決、又活性化のための取り組みを進めていくこととなります。

なお既に活動している地区の地域課題解決に向けた特徴的な活動として、厚生地区では高齢者等の買物弱者への支援策を進めておりまして、「厚生お助け隊」を組織し買物をした重い荷物の宅配支援を始めておりますし、沼木地区におきましては高齢者の買物、

通院等の交通手段の確保と利便性の向上のため自主運行バスの検討がなされています。

地区それぞれの課題解決に向け具体的な活動が始まっており、新たに設立された地区におきましても、他の協議会を参考にしながらそれぞれの地域にあった事業展開が図られることを期待しているところです。

畏れ入ります、1枚めくっていただきまして2ページを御覧下さい。

準備会設立済地区は6地区となっています。

まず進修地区につきましては7月に準備会を設立し、規約案の作成、準備会だよりの発行、代議員の選出等順調に協議いただき、年度内には設立する予定でございます。

中島地区につきましては自治会別に説明会を行った後、自治会連絡協議会の5名の検討メンバーで月1回の設立準備会を開催し協議を進めております。11月8日には各種団体との意見交換会も実施したところでございます。

大湊地区につきましては自治会役員への制度説明を中心に、各種団体への説明会を開催し、11月22日に正式な組織として設立いただく予定となっております、これにより設立済地区は8地区となる予定でございます。

浜郷地区につきましては7月に設立準備会を設立し、平成25年4月の設立を目指し現在月1回の準備会で協議を進めているところでございます。

城田地区につきましては9月に設立準備会を設立し、年度内の25年3月設立を目指し月1回の準備会で協議をいただいております。

御菌地区につきましては7月の準備会以降定期的に準備会を開催し、25年度中の設立を目指して協議をいただいております。

3ページ以降には準備会未設立の10地区の状況をお示ししております。

地区によって進捗状況に差異はありますが、いくつかの地区におきまして設立に向け前向きな検討をいただいている状況でございます。

また早修地区のように、まずは地区として一体で取り組む催しから考えていこうとの思いから始めていただいている地区もございますし、自治会の課題を話し合う中で共通の課題を意見交換していただいている地区もございます。

いずれにいたしましても、地区担当者と共に各地区で御説明する中で、自治会を中心に地区住民の御理解をいただきながら、早い段階での正式な地区みらい会議の設立を目指して参りたいと考えておりますので御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ふるさと未来づくりその後の経過について御説明させていただきました。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対し、御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、本件につきましてはこの程度で終わります。

ふるさと未来づくりにつきましては、引き続き調査を継続していくことといたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

そのように決定をいたしました。

本件につきましては引き続き調査を継続することといたします。

【主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について】

◎杉村定男委員長

次に「主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を当局から説明願います。

行政経営課副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

それでは平成24年度の予算執行状況調査につきまして、お手元にお配りさせていただいております、こちらの横表のものでございますけれども「所管事業の平成24年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査資料」、こちらに基づきまして、御説明を申し上げます。

この度報告いたします予算の執行状況等につきましては、議会改革特別委員会におきまして議論をいただいております、その議論を経て、政策の円滑な執行に資することを目的としたものでございます。

各常任委員会から所管事務調査の対象事業等を中心に御指示のあったものから施策事業について調書を作成し、報告をさせていただいております。

お手元の資料につきましては、18事業の進捗状況をお示しいたしております。

報告様式の説明をまずさせていただきたいと思っております。1ページおめくりいただきますと調書の左側を御覧下さい。

こちらにつきましては「事業目的」につきましては、予算説明資料でお示しをいたしました概要を示させていただいております。またその下段の「事業内容」につきましては、当初予算編成時に想定をしておりました内容・計画等について表記をさせていただいております。

又その下段の事業費欄につきましては、現計予算額等を記してございます。

次に調書の右側を御覧いただけますでしょうか。

「進捗状況」につきましては、本年10月末時点における予算執行上の現状を記させていただいております。

又その下段の「事業を取り巻く状況等」につきましては、予算編成時点と予算執行時点との変更点など、差異が生じている理由でありますとか、事業執行に伴い生じた問題・課題等、そういったものについて記し、現状の分析を行っているところでございます。

本日の総務政策委員会所管分の執行状況につきましては、1ページから5ページに掲載の5事業が該当するものでございます。

それでは各事業の概略につきまして御説明申し上げます。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

1つ目としまして「避難所等整備事業」でございます。

本件につきましては津波浸水想定区域内における緊急的な一時避難場所として、小中学校の校舎への外付け階段の設置でありますとか、屋上フェンスの設置等を行ってございまして、避難施設の整備を行うものでございます。

執行状況といたしましては、当初予定の13校に1校を加えました14校につきまして外付け階段及び屋上におけるフェンス設置工事を完了いたしております。

今後につきましては平常時の防犯対策を検討しつつ、順次整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に2ページをお開きいただけますでしょうか。

2つ目といたしまして「住民情報システム管理経費」のうち被災者支援システム導入についてでございます。

本件につきましては災害直後に発生をします自治体業務の円滑な遂行の確立のため、西宮市が開発いたしました被災自治体向けの被災者支援システムの導入を図るものでございます。

執行状況といたしましては予定どおり6月末までにシステムの導入を完了しております。7月以降、システム稼動を可能な状況に今、準備ができているところでございます。

今後につきましては職員の操作研修の充実、さらなる機能アップを図るなど、運用体制の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。

3つ目といたしまして「地域自治推進事業」でございます。

本件につきましては平成27年度の「ふるさと未来づくり」制度の開始を目標に、地区みらい会議の設立に対する支援及び設立済となりました地区みらい会議の運営に対する支援を行うものでございます。

執行状況としましては平成23年度までに設立済である3地区に加え、新たに3地区が設立済となり、現在6地区が活動をいたしております。先ほどの部分で10月末時点ということで御了解いただきたいと思います。

また準備会については、今年度中に新たに5地区の設立を見込んでおります。

今後も引き続き地域住民の理解と意識醸成を図りながら、平成27年度の制度開始に向け、地域みらい会議の設立を推進していきたいと考えているところでございます。

次に4ページをお願いいたします。

4つ目といたしまして「インターネット情報発信事業」でございます。

本件につきましては平成23年度にリニューアルいたしました伊勢市ホームページを運用し適切な情報発信を行おうとするものでございます。

執行状況といたしましては予定どおり安定的に運用をいたしておりますが、今後は職員の操作研修を進め、リニューアル時に導入しました新たな機能の活用を図り、より良

いホームページとなるよう進めていきたいと考えているところでございます。

次に5ページをお願いいたします。

5つ目といたしまして「消防本部庁舎新設事業」でございます。

本件につきましては消防本部庁舎及び防災センター建設への着手といたしまして、地質調査、測量及び新設工事設計等を行っているところでございます。

執行状況としましては業務委託契約によりまして新設工事設計、及び地質調査等を進めているところでございますが、建設用地取得に関しまして財務省との協議で、新たに用地測量等の経費が発生しているところでございます。

また一部財源として見込んでおります、社会資本整備総合交付金（全国防災枠）につきましては、今ちょっと不透明な状況となっておりますところでございますので、今後の動向に注視していきたいというところで事業を進めさせていただいております。

以上が総務政策委員会所管事業の平成24年度進捗状況、及び予算の執行状況等についての御報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

◎杉村定男委員長

会議を再開いたします。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので「平成24年度における主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告」につきましては、これをもって調査を終わりたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で御協議いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 55 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員

休憩 午前 10 時 54 分

◎杉村定男委員長

何か質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

再開 午前 10 時 54 分